

平成26年5月8日

食品安全委員会委員長 熊谷進様

食品表示を考える市民ネットワーク
会代表 神山美智子

申入書

貴委員会事務局は、平成26年4月15日、「消費者委員会食品表示部会及び栄養表示に関する調査会に提出されたトランス脂肪酸に関する立石委員提出資料について」と題する文書をホームページに公開されました。またトランス脂肪酸について4月22日に開催された消費者委員会食品ワーキンググループ会合にも、トランス脂肪酸の健康影響評価は終了しており、この評価結果に基づいて議論すべきであり、評価の内容を議論すべきではないとの理由で欠席されました。

食品安全委員会という公的機関の事務局が、消費者委員会食品表示部会の1委員に対し、個人名を挙げて非難する記事をホームページに掲載することは、貴委員会の基本的姿勢である「科学的・中立的」の立場を大きく踏み外し、自由な議論を封じ込めるものであってきわめて遺憾であります。

貴委員会が平成24年3月8日に公表した「新開発食品評価書 食品に含まれるトランス脂肪酸」6頁要約においても、以下のように記載されています。

「日本人の大多数がWHOの勧告(目標)基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがあると考えられるため、留意する必要がある。」

「トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、できるだけ摂取を少なくすることが望まれる。しかし、脂質は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスの良い食事を心がけることが必要と考える。」

「リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報を提供することが必要である。」

また評価書本文中、我が国の対応(68頁以下)として、以下のように記載されています。

「消費者庁が平成21年12月から、関係省庁とともに「トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議」を開催し、トランス脂肪酸の摂取

量や健康への影響等に関する情報収集等を行ってきた。更に、これらの状況を踏まえて、消費者に対する情報提供の充実と、表示の制度化に向けた検討に取り組むこととし」

立石委員は、消費者委員会食品表示部会栄養表示調査会において、トランス脂肪酸の表示が議題にすら上っていないことについて、貴委員会の健康影響評価を基本に、表示すべきであるとの意見書を提出したものであって、貴委員会が必要と考える「適切な情報提供」の実現を目指すものだと考えます。

貴委員会、事務局が事務局名でこのような個人批判の記事を、貴委員会のホームページに掲載することにつき、委員会として了承したのでしょうか。

当市民ネットワークは、平成26年4月15日、「消費者委員会食品表示部会及び栄養表示に関する調査会に提出されたトランス脂肪酸に関する立石委員提出資料について」と題する文書をホームページから削除されるよう申し入れます。

このことにつき、本書到着後2週間以内にご回答くださるよう求めます。

以上

食の安全・監視市民委員会

主婦連合会

NPO食品安全グローバルネットワーク

新日本婦人の会

グリーンコープ共同体

大地を守る会

特定非営利活動法人日本消費者連盟

我孫子市消費者の会

千葉県消費者団体連絡協議会

東京都地域消費者団体連絡会

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

たねと食とひと@フォーラム

【連絡先】 食品表示を考える市民ネットワーク事務局 西分千秋

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 1342

たねと食とひと@フォーラム内

Email nishibun@nongmseed.jp